

# 第4章

---

## 保健福祉分野

第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実

第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

第5節 地域福祉の推進



## 第1節

### 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実



#### 現状

- 市では、健康増進計画 めざせ健康あきる野21\*(第二次)に基づき、市民、関係機関及び行政の協働による健康づくり事業を推進しています。
- 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の令和元年度(2019年度)の受診率は、50.77%となっており、平成27年度(2015年度)と比べて1.03ポイント増加しています。一方で、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は、16.63%となっており、平成27年度(2015年度)と比べて1.18ポイント減少しています。
- 身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に地域イキイキ元気づくり事業を市内50か所の地区会館等を利用し、実施しています。市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員、民生・児童委員等の協力を得て、令和2年度(2020年度)の一般登録者数は1,299人となっています。

#### 課題と対応の方向性

- 市民が健康でいられるよう、地域における健康づくり活動の支援や各種健康診査・検診の受診率の向上に引き続き取り組むことが必要です。
- 生活習慣の変化や高齢化の進行、特定保健指導の参加率の低下などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策に取り組むことが必要です。
- 身近な地域で必要なときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が必要です。
- 感染症の発生予防やまん延防止のための予防接種の充実などが必要です。

## 基本方針

- 市民一人一人が健康に関心をもち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚に取り組みます。
- 各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援や予防接種の促進などに取り組みます。
- これらの取組を通じて、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
65歳健康寿命* (要支援1)	男性:82.12歳 女性:84.36歳 (令和元年)	男性:82.25歳 女性:84.40歳 (令和8年)
地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数	1,299人 ※事業中止時期あり	1,350人
特定健康診査受診率	50.8% (令和元年度)	60.0% (令和5年度)
麻しん風しん第1期予防接種率 麻しん風しん第2期予防接種率	麻しん風しん 第1期94.2% 第2期89.9%	麻しん風しん 第1期95.0% 第2期95.0%
地域医療体制に対する満足度 (市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	22.3%	25.0%

## 施策の内容

### 1 健康づくりの充実

#### ①各種健康診査・検診等の充実

生活習慣病の予防やがんの早期発見、保護者と子の健康維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査\*、乳幼児健康診査などの各種健康診査・検診の充実や適切な指導・支援による健康教育の推進を図ります。また、乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図ります。

# 第4章 保健福祉分野



## ②地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員やめがせ健康あきる野21\*推進会議が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進します。

## ③ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアを育成します。

## ④食育\*の推進

食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育\*を推進します。

## ⑤心の健康づくりの推進

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進します。

## 2 予防体制の充実

### ①予防接種の促進・充実

感染症の発生予防、発病予防及びまん延防止のため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上に向けた積極的な勧奨などにより、予防接種の充実を図ります。

### ②感染症対策の充実

感染症の予防とそのまん延防止のため、結核検診や教育活動、広報活動などにより、市民に正しい知識を提供し、知識を得てもらえるようにするとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実します。

### ③薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

## 3 保健・医療提供体制の充実

### ①医療と福祉の連携及び強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療・福祉の連携を強化します。また、医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。さらに、日の出町及び檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスを充実させるため、必要な支援を行います。



公立阿伎留医療センター

## 第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備



### 現状

- 総人口に占める14歳以下の割合は、平成31年(2019年)4月1日現在では12.6%となっています。5年前と比べて1.1ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- 少子化が進む一方で、国における女性活躍の推進に向けた取組などにより、共働き家庭が増加し、教育・保育施設等の利用ニーズが高まることが予想されます。
- 国においては、平成27年(2015年)4月から幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度により、子育てしやすい社会の実現に向けた取組が進められています。また、令和元年(2019年)5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。
- 市では、子ども・子育て支援総合計画の基本理念である「未来を担う子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つまち 社会全体に見守られ 幸せな子育てができるまち あきる野」の実現に向けて環境整備に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることがないように、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者が増えていることから、いつでも気軽に相談できる体制の充実が必要です。
- 子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、全ての子どもたちが健やかに成長するためには、家庭や学校だけでなく、地域の大人たちが子どもを見守るなど、社会全体で子どもたちの未来を考え、成長を支える取組が必要です。

### 基本方針

- 全ての子どもとその保護者を支援するため、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。
- 社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。



## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
合計特殊出生率*	1.30 (令和元年度)	1.56 (令和12年度)
保育園待機児童数	2人 (令和3年4月1日時点)	0人
学童クラブ待機児童数	89人 (令和3年4月1日時点)	0人
放課後子ども教室*開設校数	7校 (令和3年度)	10校
子育てひろば年間利用者数	5,967人	15,893人
ファミリー・サポート・センター提供 会員、両方会員数	209人	223人
地域子ども育成リーダー*数	186人	309人

## 施策の内容

### 1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備

#### ① 幼児教育・保育の充実

幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制の充実を図ります。

#### ② 成長段階に応じた健全育成

乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、幼児教育・保育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図ります。

#### ③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などに取り組みます。

## 2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

### ①母子とその家族の健康の保持・増進

母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施します。

### ②子ども・子育てに関する相談窓口の充実

18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

### ③子育てに対する意識啓発と情報提供

子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供します。

### ④子育てしやすい支援体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施します。

### ⑤ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等への支援を充実させるため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施します。

## 3 社会全体で子育て家庭を支える環境の整備

### ①子どもの安全・安心の確保

社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進します。

### ②子育てを支援する生活環境等の整備

子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進します。

### ③地域における子ども・子育て支援の推進

地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、それぞれの地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダー\*の養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な対応、児童虐待の未然防止などに取り組みます。

### ④仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを行います。



## 第3節

### 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実



#### 現状

- 市内の障がい者数は、令和3年(2021年)3月末現在で3,869人(身体障がい者2,381人、知的障がい者741人、精神障がい者747人)となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。そのうち、18歳未満の児童は、226人(身体障がい者45人、知的障がい者177人、精神障がい者4人)です。
- 市では、障がい者福祉計画(障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画)に基づき、障がい者福祉の推進に取り組んでいます。
- 精神障害者地域活動支援センター、障がい者就労・生活支援センター及び障害者通所支援施設では、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生及び生活介護に関する事業を行っています。

#### 課題と対応の方向性

- 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。
- 市民一人一人が、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人権を尊重し、分け隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が必要です。

#### 基本方針

- ノーマライゼーション\*の概念や心のバリアフリー\*を浸透させる取組を推進します。
- 暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援により、障がい者が安心して自分らしく生活できる福祉の充実を図ります。



## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
放課後等デイサービスの利用人数	216.3人/月	330人/月 (令和5年度)
グループホーム利用者	115.8人/月	168人/月 (令和5年度)
障害福祉サービス(訪問系)の利用者数	122.8人/月	160人/月 (令和5年度)
就労継続支援(A型・B型)の利用者数	196.8人/月	214人/月 (令和5年度)
生活介護の利用者数	168.8人/月	200人/月 (令和5年度)

## 施策の内容

### 1 障がい者福祉の推進

#### ①障害や障がい者に対する理解の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・啓発活動を推進します。

#### ②障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センターを中心に東京都、警察などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

#### ③療育の支援・推進

障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

### 2 自立生活の支援

#### ①地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

#### ②情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じた情報提供を充実します。

# 第4章 保健福祉分野



## ③在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの質の向上に取り組み、在宅支援サービスの充実を図ります。

## ④支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図ります。

## ⑤コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

## ⑥地域生活への移行促進

障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。



ヘルプカード

## 3 社会参加の支援

### ①日中活動の場の確保

生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

### ②移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

### ③就労の支援

障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。

### ④社会復帰の促進

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進します。

### ⑤障がい者雇用の促進

障がい者が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用を促進します。

### ⑥障がい者団体の運営支援

あきる野市障がい者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

## 第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実



### 現状

- 本市における総人口に占める65歳以上の割合は、令和2年(2020年)10月1日現在で30.1%となっています。10年前と比べて6.8ポイント増加しており、今後も更に増加することが見込まれています。
- 市では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域共生社会\*の実現に取り組んでいます。
- 後期高齢者の健康診査受診率は、令和元年度(2019年度)は52.11%となっており、平成27年度(2015年度)と比べて0.17ポイント増加しています。
- 令和2年(2020年)10月1日現在の要支援・要介護認定者は、3,698人となり、平成27年(2015年)と比べて635人増加しています。
- 地域や事業者との協働により、一人暮らしの高齢者の見守り等に取り組んでいます。

### 課題と対応の方向性

- 高齢者が健康で可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- 高齢者の介護予防と自立支援・重度化防止に取り組むとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、介護保険サービスの適切な提供が必要です。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者が増加していることなどを背景に、地域での見守りや支え合い、閉じこもり防止のための外出機会の確保などが必要です。



## 基本方針

- 市民が年齢にかかわらず輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防\*を推進します。
- 誰もが生きがいをもち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
65歳健康寿命*(要介護2以上)	男性83.29歳 女性86.33歳 (平成31年)	延伸 (令和5年度)
通いの場の参加率	13.6% (令和元年度)	14.7% (令和5年度)
シルバー人材センターの就労延べ人員数	58,965人 (令和元年度)	59,000人 (令和5年度)
介護教室の参加者数	152人 (令和元年度)	180人 (令和5年度)
高齢者地域見守り事業の利用世帯数	146世帯	150世帯 (令和5年度)
事業者等との協定による見守り事業の事業者数	31事業者 (令和元年度)	35事業者 (令和5年度)

# 施策の内容

## 1 健康づくりと介護予防・フレイル予防\*の推進

### ①健康づくりへの支援

糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防\*につなげるため、特定健康診査(75歳未満)や後期高齢者医療健康診査(75歳以上)を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進します。

### ②介護予防・フレイル予防\*の推進

健康寿命\*を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防\*の活動が継続できるよう、周知・啓発に努めます。

## 2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

### ①就業の促進

生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業を促進します。

### ②社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

## 3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援

### ①介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人介護人材の確保に向けた支援などに取り組みます。また、人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助、研修の実施など、必要な支援を行います。

### ②介護サービスの質の確保

より良い介護サービスの提供に向け、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努めます。

### ③介護保険事業の基盤の整備

今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努めます。

### ④自立した生活への支援

食事の調理が困難な高齢者に対する配食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを行います。また、緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援します。



## ⑤ 家族介護者への支援

家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室の開催により、家族介護者を支援します。また、介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向けた必要な情報の提供を行います。

## 4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

### ① 地域のネットワークづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進します。

### ② 認知症支援の充実

認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対して集中的な支援・対応を行うため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実します。

### ③ 権利擁護事業の普及と活用促進

高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努めます。

### ④ 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

### ⑤ 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

### ⑥ 生活環境の整備と支援

高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。



はつらつ元気アップ教室

## 第5節 地域福祉の推進



### 現状

- 市では、地域保健福祉計画に基づき、地域共生社会\*の実現に向けて地域福祉を推進しています。
- 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、令和2年度(2020年度)で696世帯(949人)となっています。このうち高齢者世帯の占める割合は、49.86%となっており、平成27年度(2015年度)と比べて3.03ポイント増加しています。
- 市では、秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、活動を支援しています。

### 課題と対応の方向性

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、生活や福祉の課題が複雑化し、多様化し、複合化しており、既存のサービスだけでは解決できないケースが増えているため、地域全体で支え合うまちづくりが必要です。
- 生活保護世帯数が増加していることから、今後も相談、支援等の充実が必要です。
- 福祉サービスの質の確保に向け、福祉サービス事業所に対する指導検査を行い、サービスの実施状況を確認し、支援等を行うことが必要です。

### 基本方針

- 全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

# 第4章 保健福祉分野



## 施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	令和2年度	令和8年度
地域の団体・機関の認知度	民生委員・児童委員 72.8%	向上 (令和6年度)
	健康づくり市民推進委員 41.9%	
	地域包括支援センター 35.0%	
	子ども家庭支援センター 23.4%	
	障がい者相談支援センター 21.5% (令和元年度)	
地域の行事や活動への参加経験	46% (令和元年度)	向上 (令和6年度)



# 施策の内容

## 1 地域福祉の推進

### ①保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進

高齢、障害、子育てなどの分野別相談機能の充実等と併せて、関係機関との連携により、相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを進めます。

### ②生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

### ③お互いに支え合い、助け合う地域づくり

身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員(社会福祉協議会)など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援します。

### ④成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向け、同制度の周知・啓発を行うとともに、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを構築し、同制度の利用相談や申立ての支援といった権利擁護支援の仕組みづくりに取り組みます。

### ⑤ボランティアの育成と支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援します。

### ⑥全ての人々が快適に暮らせる環境づくりの推進

多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインするというユニバーサルデザイン\*を基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設・団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもち全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリー\*の醸成を図ります。

### ⑦福祉サービスの質の確保

福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し、必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図ります。



秋川ふれあいセンター

